

建築物環境衛生管理業務 仕様書

1 業務内容

名称	規格	主な内容	回数	実施時期
ビル管理技術者 名義選任	12ヶ月・1名	①維持管理業務計画の立案		年間
		②環境衛生管理の測定及び検査等結果の評価		
		③環境衛生上の維持管理に必要な調査とその結果の評価		
		④環境衛生管理に必要な意見の具申		
		⑤環境衛生管理に必要な書類の作成及び保管		
空気・環境測定	10ポイント	①浮遊粉塵の量の測定	年6回	4・6・8・10・ 12・2月
		②一酸化炭素の含有量の測定		
		③炭酸ガスの含有量の測定		
		④温度の測定		
		⑤相対湿度の測定		
		⑥気流の測定		
貯水槽清掃	受水槽1基 (50m ³) 高架水槽1基 (20m ³)	①水槽内の沈積物質及び浮遊物の清掃	年1回	11～12月
		②水槽壁面等の付着物質の点検		
		③水槽壁及びパイプ等の点検		
		④水槽壁50～100PPmの次亜塩素酸ナトリウム液で吹付消毒		
		⑤水槽内清掃		
		⑥水槽内を圧力水にて洗浄		
		⑦水槽内残留塩素測定		
		⑧付属機器等の点検		
飲料水検査				
法定検査	11項目	昭和53年厚生省令第56号水道法に基づく水質基準に関する省令による飲料水法定検査	年1回	1月
法定検査	12項目		年1回	7月
法定検査	16項目		年1回	7月
ねずみ及び 昆虫等防除	14,180m ²	①ねずみ及び昆虫等の防除	年2回	9月～10月 2月～3月
		②ねずみ及び昆虫等の防除後の効果判定及び補充施工		
		③ねずみ及び昆虫等による建物内の被害状況の把握		
		④ねずみ及び昆虫等による発生動態の把握		
簡易専用水道法定検査		水道法第34条の2第2項の規定に基づく簡易専用水道検査	年1回	2月

2 ねずみ及び昆虫等の防除中の薬剤による中毒事故や火災事故については、十分な安全措置を考慮し、業務を行うものとする。

3 業務に直接必要な消耗品及び機器は受注者の負担とする。ただし、この管理委託業務の範囲内で処理することが困難な状態が発生したときは、発注者、受注者協議の上別途契約により業務を行うものとする。

4 修理又は調整目的物の引き渡し前に調整目的物、又は、材料について生じた損害その他の修理、又は、調整施工に関して生じた損害は受注者の負担とする。ただし、発注者の責に帰する事由による場合は発注者の負担とする。

5 適正な労働条件の確保

受注者は、従事者の雇用に当たっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。